東 海 28 第 806 号
平成 28 年 1 月 18 日

FAX 公文

支 部 長　　殿

東海税理士会
会長　太 田 直 樹

「税理士法第 33 条の 2 の添付書面に係るチェックシート（相続税）」の取扱いについて

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会の会務運営に格別のご高配を賜り深謝申し上げます。

標題の件について、今般、日本税理士会連合会より別紙のとおり依頼がありました。ただ、名古屋国税局はチェックシートを利用した書面添付制度の試行局であり、既に、「相続税の申告のためのチェックシート」（名古屋国税局作成）を添付書面に利用しています。従って、今後は、どちらのチェックシートを使用するのかという疑問が生じます。

これを受けて、今回、周知の対象となる国税庁資産課税課作成の「税理士法第 33 条の２の添付書面に係るチェックシート（相続税）」の取扱いについて、名古屋国税局との書面添付制度協議会（12 月 2 日開催）で協議した結果、当面の間、税理士法第 33 条の２の添付書面の作成時には現行の「相続税の申告のためのチェックシート」（名古屋国税局作成）を使用することとなりましたので、お知らせいたします。

なお、本連絡文書の内容については、各支部の定例会において、税務署側から説明を行う予定としております。

日連 27 第 959 号
（業 2 第 119 号）
平成 27 年 10 月 21 日

税理士会会長　殿

日本税理士会連合会
会長　神　津　信　一

「税理士法第 33 条の２の添付書面に係るチェックシート〔相続税〕」の活用方について（依頼）

標題の件について、国税庁資産課税課では、相続税申告における添付書面（税理士法第 33 条の２）の記載に際して、確認すべき事項等を一覧で記載した「税理士法第 33 条の２の添付書面に係るチェックシート〔相続税〕」のひな型を作成しているところです。また、今後、各国税局では、各税理士会に対し当該チェックシートの添付について働きかけを行うと同時に、国税庁が作成したチェックシートを標準様式とし、実施に当たっては、各国税局と各税理士会の協議により様式を定めたいと考えているところです。

以上を踏まえ、この度、国税庁資産課税課から本会に対して、当該チェックシートの活用及び周知方に関して、別添のとおり協力依頼がありました。

ついては、貴会におかれましても、定例懇談会等の機会を利用し、国税局との協議を行ったうえ、当該チェックシートの活用について会員各位に周知頂きますようお願いいたします。



平成27年10月21日

日本税理士会連合会会長

神津　信一　殿

国税庁課税部資産課税課長

横田　希代子

税理士法第33条の２に規定する添付書面（相続税）に係るチェックシートの提供及び周知方のお願いについて

税務行政につきましては、平素からご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国税庁においては、従来から、書面添付制度の普及・定着に向けた取組を推進しているところであり、添付書面を各種事務に積極的に活用しているところです。

しかしながら、相続税申告における書面添付に関しては、添付書面の様式が税目共通で定められていることから、添付書面の様式が制度の普及の障害となっている一面もあるものと認識しております。

そこで、今般、国税庁において、相続税の申告に係る添付書面の作成に資することを目的とした「税理士法第 33 条の２の添付書面に係るチェックシート〔相続税〕」を別添のとおり作成しましたので、提供いたします。

貴会におかれましては、各税理士会に別添のチェックシートを周知していただくとともに、別添のチェックシートが標準様式であり、今後、各税理士会と各国税局がチェックシートの制定に向けた協議を実施の上、活用していただくことを周知いただきますようお願いします。

（お問合せ先）
国税庁課税部資産課税課　　課長補佐　岩佐由加里
監理第一係長　森　健治
TEL：03-3581-4161（代表）　　内線　3566・3719

国税庁作成

税理士法第33条の２の添付書面に係るチェックシート〔相続税〕

このチェックシートは、相続税の申告書に添付する税理士法第33条の２の規定に基づく書面の作成に当たって、申告書を正しく作成していただけるよう、確認すべき事項をまとめたものであり、「確認事項」欄をご確認の上、「確認」欄にレ点記入をお願いいたします。

（平成27年分以降用）

項目		確認事項（確認欄にチェックしてください）	確認書類	確認(☐)	添付(レ)
相続人等		① 法定相続人に誤りはありませんか。	○ 戸籍の謄本	☐	☐
		② 相続人に未成年者や障害者の方はいませんか。	○ 特別代理人選任の審判の証明書、身体障害者手帳等	☐	☐
相続財産の分割等		① 遺産分割協議書がありますか。	○ 遺産分割協議書及び各相続人の印鑑証明書	☐	☐
		② 遺言書がありますか。	○ 家庭裁判所の検認を受けた遺言書等	☐	☐
相続財産	不動産	① 未登記不動産はありませんか。	○ 所有不動産を証明するもの（固定資産評価証明書、登記事項証明書等）	☐	☐
		② 共有不動産はありませんか。		☐	
		③ 先代名義の不動産はありませんか。		☐	
		④ 他の市区町村に所在する不動産はありませんか。		☐	
		⑤ 他人の土地の上に存する建物（借地権）や他人の農地を小作（耕作権）しているものはありませんか。	○ 土地の賃貸借契約書、小作に付されている旨の農業委員会の証明書	☐	☐
		⑥ 土地に縄延びはありませんか。	○ 実測図、森林施業図等	☐	☐
	有価証券	① 名義は異なるが、被相続人に帰属するものはありませんか（無記名の有価証券も含みます。）。	○ 証券、通帳又はその預り証	☐	☐
		② 株式の割当てを受ける権利、配当期待権、増資による端株等はありませんか。	○ 評価明細書、配当金支払調書等	☐	☐
	現金・預貯金等	① 相続の開始直前に、被相続人の預貯金口座等から出金された現金を確認し、相続開始日の現金残高を手元現金に含め計上していますか。	○ 預貯金等の残高証明書、預貯金通帳等 ⇒（相続開始前　　年分確認）	☐	☐
		② 預貯金や現金などの増減について、相続開始前における入出金を確認していますか。		☐	
		③ 名義（子、孫、養子等）は異なるが、被相続人に帰属するものはありませんか。		☐	
		④ 既経過利息の計算は行っていますか。		☐	
	事業用・家庭用財産	① 決算書等から、事業用財産、農業用財産の有無確認をしていますか。	○ 資産・負債の残高表（青色決算書又は収支内訳書(控)）	☐	☐
		② 家庭用財産はありませんか。		☐	
	生命保険金	① 生命保険金及び生命保険契約に関する権利はありませんか。	○ 保険証券、支払保険料計算書等	☐	☐
		② 契約者（家族名義を含む。）と保険料負担者の確認を行っていますか。		☐	
	退職手当金等	○ 退職手当金、功労金及び弔慰金等、退職手当金等に該当するものはありませんか。	○ 退職金の支払通知書、取締役会議事録等	☐	☐
	立木	○ 樹種、樹齢等は確認されていますか。	○ 立木証明書、森林経営計画書、組合等の精通者意見など	☐	☐
	その他の財産	① 未収金（給与、地代、家賃、配当等）はありませんか。	○ 賃貸借契約書、預貯金通帳、配当金支払通知書等	☐	☐
		② 親族や同族法人等に対する貸付金、前払金、立替金等はありませんか。	○ 借用証、法人税確定申告書(控)等	☐	☐

項目			確認事項（確認欄にチェックしてください）	確認書類	確認(ロ)	添付(ハ)
相続財産	その他の財産		③ 庭園設備、自動車、船舶等はありませんか。	○ 評価額の分かる書類（最近取得している場合は、取得価額の分かる書類）	□	□
			④ ゴルフ会員権、貴金属、書画、骨とう等はありませんか。		□	
			⑤ 特許権、著作権、営業権、電話加入権等はありませんか。	○ 評価明細書等	□	□
			⑥ 所得税の確定申告や準確定申告の還付金の有無は確認されていますか。	○ 所得税確定申告書(控)、預貯金通帳等	□	□
			⑦ 国外にある預貯金や不動産等はありませんか。	○ 預貯金通帳、不動産売買契約書等	□	□
相続時精算課税適用財産			○ 被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産（相続時精算課税適用財産）はありませんか。	○ 贈与税申告書(控)	□	□
生前贈与財産の相続財産への加算			① 相続開始前３年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産は相続財産に加算していますか(贈与税の基礎控除額以下のものを含みます。)。	○ 贈与税申告書(控)、贈与契約書等	□	□
			② 「直系尊属からの結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の特例の適用に係る残額はありませんか。	○ 結婚・子育て資金非課税申告書(控)等	□	□
債務・葬式費用			① 借入金等はありませんか（連帯債務を含む。）。	○ 借用書、請求書、金銭消費貸借契約書、納付書、納税通知書等	□	□
			② 未納の税金等はありませんか。		□	
			③ 預り保証金（敷金）等の計上漏れはありませんか。	○ 賃貸借契約書	□	□
			④ 被相続人の住宅ローンのうち、団体信用生命保険に加入していたことにより返済する必要のなくなった金額を債務として控除していませんか。	○ 住宅ローンの設定契約書等	□	□
			⑤ 相続放棄した相続人が引き継いだ債務を債務控除していませんか。	○ 相続権利放棄申述の証明書	□	□
			⑥ 法会や香典返しに要した費用、墓石や仏壇の購入費用が含まれていませんか。	○ 領収書等	□	□
評価	不動産	共通項目	① 土地の評価に当たっては、現地確認を行い利用状況を確認した上で、評価単位を適切に判定していますか。	○ 土地の利用状況が確認できるもの	□	□
			② 実際の面積によって計算していますか。	○ 実測図等	□	□
			③ 正面路線を適切に判定していますか。	○ 路線価図	□	□
			④ 地区区分を適切に判定していますか。		□	
			⑤ 画地調整率の適用に誤りはありませんか。		□	
			⑥ 正面路線以外の路線が宅地の一部に接している場合、側方又は二方路線影響加算額を調整の上、加算していますか。		□	
			⑦ 不整形地について、想定整形地はその面積が最小となるよう適正に設定していますか。	○ 実測図等	□	□
		個別項目	⑧ 広大地評価の適用について、要件に該当するか確認していますか。	○ 住宅地図、都市計画図、開発想定図等	□	□
			⑨ 借地権がある土地について、借地権の計上漏れはありませんか（建物のみを計上していませんか。）。	○ 登記事項証明書、土地賃貸借契約書	□	□
			⑩ 同族法人等に対して貸し付けている土地等のうち、無償返還に関する届出書を提出している土地等がある場合、適切な割合を控除していますか。	○ 土地の無償返還に関する届出書(控)	□	□
			⑪ 貸家の中に、空家となっているもの（一時的に空家となっているものを除きます。）はありませんか。	○ 不動産賃貸契約書	□	□
			⑫ 貸家建付地として評価している場合、対応する建物（貸家）を計上していますか。	○ 固定資産評価証明書、不動産賃貸契約書	□	□

項目			確認事項（確認欄にチェックしてください）	確認書類	確認(ロ)	添付(レ)
評価	不動産	個別項目	⑬ 貸付地は、地上権又は借地借家法に規定する借地権の目的物ですか（使用貸借の場合には自用地評価となります。）。	○ 土地の賃貸借契約書、住宅地図等	□	□
			⑭ 倍率地域の宅地比準の計算において、近傍宅地の１㎡当たりの固定資産税評価額を基に評価していますか。	○ 固定資産評価証明書	□	□
			⑮ 市街地周辺農地について、20％の評価減をしていますか。	○ 市街地農地等の評価明細書	□	□
	非上場株式		① 評価方式の判定に誤りはありませんか。	○ 取引相場のない株式（出資）の評価明細書、法人税確定申告書(控)及び決算書等	□	□
			② 特定の評価会社の判定に誤りはありませんか。		□	
			③ 比準要素０の会社であるにもかかわらず、類似業種比準価額方式により評価していませんか。		□	
			④ 類似業種比準方式は直前期末の比準数値で評価していますか。		□	
			⑤ 類似業種の業種目の判定は適正ですか（複数の業種目に係る取引金額がある場合、直前期の取引金額の内訳を確認していますか。）。		□	
			⑥ 類似業種の株価等は、相続開始年分の「類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価」で確認していますか。		□	
			⑦ 医療法人の出資の評価において、類似業種比準価額の算式は適切ですか。		□	
			⑧ 各資産・負債の相続税評価額への評価替えに誤りはありませんか。		□	
			⑨ 法人資産として計上されていない借地権はありませんか。	○ 土地の賃貸借契約書、土地の無償返還に関する届出書(控)	□	□
			⑩ 法人が課税時期前３年以内に取得した土地、建物等について、課税時期の通常の取引価額で評価していますか。	○ 取引相場のない株式（出資）の評価明細書、法人税確定申告書(控)及び決算書等	□	□
			⑪ 繰延資産のうち財産的価値のないものを資産計上していませんか。		□	□
			⑫ 法人の生命保険金請求権を資産計上していますか（保険差益に課せられる法人税額を負債計上していますか。）。		□	
			⑬ 相続開始日における仮決算の内容を基に評価している場合、当該仮決算に基づき法人税の申告書を作成するなどして法人税額を算定していますか。	○ 仮決算に基づく法人税の申告書	□	□
			⑭ 準備金、引当金（平成14年改正法人税法附則第８条第２項及び第３項適用後の退職給与引当金を除きます。）を負債計上していませんか。	○ 取引相場のない株式（出資）の評価明細書、法人税確定申告書(控)及び決算書等	□	□
			⑮ 死亡退職金や未納公租公課を負債計上していますか。		□	
	上場株式等		① 上場株式の評価に誤りはありませんか。	○ 上場株式の評価明細書等	□	□
			② 利付債、割引債を額面で評価していませんか。		□	
	立木		○ 相続又は遺贈（包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈に限ります。）により取得した場合、15％の評価減をしていますか。	○ 山林・森林の立木の評価明細書	□	□
特例	小規模宅地等		① 同居親族又は被相続人と生計を一にしていた親族が特定居住用宅地等の適用を受ける場合に必要な書類を添付していますか。	○ 取得した者の住民票の写し	□	□
			② 非同居親族が特定居住用宅地等の適用を受ける場合に必要な書類を添付していますか。	○ 取得した者の戸籍の附票の写し	□	□
				○ 相続開始日前３年以内にその取得者が居住していた家屋が、自己又はその配偶者が所有する家屋以外の家屋であることを証する書類	□	□

項目		確認事項（確認欄にチェックしてください）	確認書類	確認(ロ)	添付(レ)
特例	小規模宅地等	③ 特定同族会社事業用宅地等の適用を受ける場合に必要な書類を添付していますか。	○ 法人の発行済株式の総数（又は出資の総額）及び被相続人等が有する法人の株式（又は出資の総額）を記載した書類でその法人が証明したもの ○ 法人の定款	□ □	□ □
		④ 貸地（貸駐車場等）について特定事業用宅地等の80%減をしていませんか。		□	
		⑤ 特定居住用宅地等は取得者ごとの居住継続、所有継続要件を満たしていますか。	○ 住民票の写し、戸籍の附票の写し等	□	□
		⑥ 限度面積の計算は適正にされていますか。	○ 申告書第11・11の２表の付表１	□	□
		⑦ 分割が確定していない宅地について、特例を適用していませんか。	○ 遺言書又は遺産分割協議書及び各相続人の印鑑証明書	□	□
	配偶者の税額軽減	○ 分割が確定していない財産について、特例を適用していませんか。	○ 遺言書又は遺産分割協議書及び各相続人の印鑑証明書	□	□
税額計算等		① 養子が２人以上いる場合は、法定相続人の数に含める養子の数に誤りはありませんか（実子がいる場合には１人、実子がいない場合には２人となります。）。 ② 法定相続分の計算に誤りはありませんか（特に相続人に代襲相続人がいる場合）。 ③ 相続人が孫（いわゆる孫養子を含み、代襲相続人を除きます。）や兄弟姉妹、受遺者等の場合は、税額の２割加算をしていますか。	○ 被相続人及び相続人の戸籍の謄本	□ □ □	□
その他		① 生前の土地等の譲渡代金は相続財産に反映されていますか。 ② 前回以前の相続の時に被相続人が取得した財産のうち、今回の相続財産に計上すべきものの有無を確認していますか。	○ 前回の相続の際の遺産分割協議書等	□ □	□
		③ 多額の債務がある場合、その借入れによって取得した財産は、相続財産に反映されていますか。	○ 金銭消費貸借契約書等	□	□
		④ 相続税の延納、物納をされる場合には、申請書等及び関係書類を相続税の申告書とともに申告期限（納期限）内に提出していますか。		□	
		⑤ 非課税財産（墓所、霊びょう及び祭具並びにこれらに準ずるもの）を相続財産に計上していませんか（ただし、商品、骨とう品又は投資目的で所有するものを除く。）。		□	

名古屋国税局作成

相続税の申告のためのチェックシート
（平成27年1月分以降用）

このチェックシートは、相続税の申告書が正しく作成されるよう、一般に誤りやすい事項についてのチェックポイントをまとめたものです。申告書作成に際して、確認の上、申告書に添付して提出くださるようお願いいたします。

被相続人の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

区分	種類	確認事項	確認資料	確認（✓）	該当の有無（✓）		確認書類の添付（✓）
相続財産の分割等		① 遺言書がありますか。	家庭裁判所の検認を受けた遺言書又は公正証書による遺言書	□	有 □	無 □	□
		② 遺産分割協議書がありますか。	遺産分割協議書	□	有 □	無 □	□
		③ 死因贈与により財産を取得した者はいませんか。	遺言書や贈与契約証書	□	有 □	無 □	□
		④ 相続人に未成年者はいませんか。	特別代理人選任の審判の証明書	□	有 □	無 □	□
		⑤ 法定相続人に誤りはありませんか。	戸籍の謄本	□			□
取得財産	土地（土地の上に存する権利を含みます。）家屋（構築物）	① 未登記物件、共有物件、先代名義の物件などはありませんか。	所有不動産を証明するもの（固定資産税評価証明書、登記事項証明書等）	□	有 □	無 □	□
		② 被相続人の住所地以外の市区町村（例えば、相続人の住所地や被相続人の本籍地など）に所在する不動産はありませんか。		□	有 □	無 □	□
		③ 他人の土地の上に建物を所有していたり、他人の土地を小作している場合、借地権や耕作権はありませんか。	土地の賃貸借契約書	□	有 □	無 □	□
	事業（農業）用財産	事業用財産又は農業用財産はありませんか。	資産・負債の残高表（青色決算書又は収支内訳書）	□	有 □	無 □	□
	有価証券	① 株式、出資、公社債、貸付信託、証券投資信託の受益証券等はありませんか。	証券、通帳又は預り証等	□	有 □	無 □	□
		② 名義は異なるが、被相続人に帰属するものはありませんか。（無記名の有価証券も含む。）	証券、通帳又は預り証等	□	有 □	無 □	□
		③ 増資等による株式の増加分や端株はありませんか。	配当金支払通知書等（保有株数表示）	□	有 □	無 □	□
		④ 株式の割当てを受ける権利や配当期待権等はありませんか。	配当金支払通知書等（保有株数表示）	□	有 □	無 □	□
	現金預貯金	① 相続開始日現在の残高で計上していますか。	預貯金等の残高証明書、預貯金通帳（証書）	□			□
		② 名義は異なるが、被相続人に帰属するものはありませんか。（無記名の預貯金も含む。）		□	有 □	無 □	
		③ 定期性預貯金の既経過利子は解約するとした場合の利率とし、源泉所得税相当額を控除して計算しましたか。	既経過利子の計算明細書	□			□
		④ 相続開始直前に、被相続人の預金口座等から出金された現金について、その状況を確認しましたか。	預貯金通帳等	□	有 □	無 □	□
		⑤ 預貯金や現金などの増減について、相続開始前5年間程度の期間における入出金を確認しましたか。	預貯金通帳等	□	有 □	無 □	□
	家庭用財産	家庭用財産はありませんか。	家庭用財産の一覧表	□	有 □	無 □	□
	その他の財産	① 生命保険金、退職金はありませんか。	保険証券、支払保険料計算書、退職金の支払調書、取締役会議事録等	□	有 □	無 □	□
		【ある場合】相続放棄した者が受け取った死亡生命保険金や死亡退職金から、非課税額（500万円×法定相続人数）を控除していませんか。	相続税申告書第9表、第10表	□			□

区分	種類	確認事項	確認資料	確認（✓）	該当の有無（✓）		確認書類の添付（✓）
取得財産	その他の財産	② 生命保険契約に関する権利はありませんか。	保険証券、支払保険料計算署書、所得税及び復興所得税の確定申告書（控）等	□	有 □	無 □	□
		③ 契約者が家族名義などで、被相続人が保険料を負担していた生命保険契約はありませんか。		□	有 □	無 □	□
		④ 未支給の国民年金の請求権を相続財産に計上していませんか（未支給国民年金の請求権は相続財産ではありません。）。	未支給年金請求書等	□	有 □	無 □	□
		⑤ 親族や同族法人に対する貸付金等はありませんか。	金銭消費貸借契約書等	□	有 □	無 □	□
		⑥ 庭園設備、自動車、バイク及び船舶等はありませんか。	現物の確認（最近取得している場合は、取得価額の分かる書類）	□	有 □	無 □	□
		⑦ 書画、骨董、貴金属などはありませんか。	評価明細書（最近取得している場合は、取得価額の分かる書類）	□	有 □	無 □	□
		⑧ 国外にある預貯金や不動産等はありませんか。	預貯金通帳、不動産売買契約書等	□	有 □	無 □	□
		⑨ 未収給与、未収地代、家賃などはありませんか。	賃貸借契約書、領収書等	□	有 □	無 □	□
		⑩ 最近行った修繕等について、資本的支出に当たるものはありませんか。	修繕等工事の明細、領収書等	□	有 □	無 □	□
		⑪ 被相続人から贈与を受けた財産のうち、結婚・子育て資金に係る贈与税の非課税制度を適用した預金残高等はありませんか。	預金通帳等	□	有 □	無 □	□
		⑪ 【ある場合】 贈与を受けた者が孫や曾孫などの場合、税額の2割加算をしていませんか。	戸籍謄本	□	有 □	無 □	□
債務等	債務	① 借入金、未払金、未納となっていた固定資産税、所得税などはありませんか。	請求書、金銭消費貸借契約書、納付書、納税通知書	□	有 □	無 □	□
		② 被相続人の住宅ローンのうち、団体信用生命保険に加入していたことにより返済する必要のなくなった金額を債務として控除していませんか。	住宅ローンの設定契約書等	□	有 □	無 □	□
		③ 相続放棄した相続人が引き継いだ債務を債務控除していませんか。	相続税申告書第1表、第13表、相続権利放棄申述の証明書	□	有 □	無 □	□
	葬式費用	法要や香典返しに要した費用が含まれていませんか。また、墓石や仏壇の購入費用が含まれていませんか。	領収書等	□	有 □	無 □	□
生前贈与財産の相続財産への加算		① 【相続時精算課税】 被相続人から、相続時精算課税の適用を受けて受贈した財産はありませんか。	贈与税申告書	□	有 □	無 □	□
		② 【暦年課税】 相続開始前3年以内に贈与を受けた財産は加算していますか（贈与税の基礎控除額以下の価額の受贈財産を含みます。）。	贈与契約書、贈与税申告書	□	有 □	無 □	□
		③ 相続により財産を取得しなかった者が相続開始前3年以内に受けた贈与財産を加算していませんか。	相続税申告書第1表	□	有 □	無 □	□
		④ 被相続人から受贈し、贈与税の配偶者控除を受けた財産を、相続開始前3年以内に贈与を受けた財産として加算していませんか。	贈与税申告書	□	有 □	無 □	□
財産の評価	不動産	① 現況の地目で評価していますか。また、評価単位に誤りはありませんか。	土地及び土地の上に存する権利の評価明細書	□			□
		② 同族法人等に対して貸し付けている土地等のうち、無償返還の届出書を提出しているものに対して、誤って借地権相当額を控除していませんか。	土地の無償返還に関する届出書	□	有 □	無 □	□
		③ 貸家の中に、空家となっているものはありませんか（一時的に空家となっているものを除く。）。	不動産賃貸借契約書	□	有 □	無 □	□
		④ 親族等に対して、使用貸借により貸し付けている土地等は自用地評価していますか。	不動産賃貸借契約書	□	有 □	無 □	□
		⑤ 土地に縄延びはありませんか（実測している場合は、実測面積で計算します。）。	実測図又は森林簿の写し	□	有 □	無 □	□
		⑥ 市街地周辺農地は20%評価減をしましたか。	市街地農地等の評価明細書	□	有 □	無 □	□

区分	種類	確認事項	確認資料	確認（✓）	該当の有無（✓）		確認書類の添付（✓）
財産の評価	非上場株式	【共通】 ① 同族株主の判定に当たっては、相続開始後の議決権の数を基に判定していますか。	株主原簿、遺産分割協議書等	□			□
		② 【類似業種比準方式】 1株当たり利益金額の計算に当たって、繰越欠損金は加算しましたか。	法人税申告書	□	有 □	無 □	□
		③ 比準要素数0の会社であるにもかかわらず、類似業種比準方式により評価していませんか。	取引相場のない株式の評価明細書	□			□
		④ 類似業種の株価の「課税時期の属する月」は、相続の時期と一致していますか。	取引相場のない株式の評価明細書	□			□
		⑤ 【純資産価額方式】 土地や株式等の評価替えをしましたか。	取引相場のない株式の評価明細書	□			□
		⑥ 課税時期前3年以内に取得した土地等又は家屋等は、通常の取引価額で計上していますか。	法人の貸借対照表等	□	有 □	無 □	□
		⑦ 資産の部に土地の計上がなく、かつ、建物がある場合、借地権の有無の検討をしましたか。	法人の貸借対照表、土地の賃貸借契約書等	□	有 □	無 □	□
		⑧ 資産の部に財産性のない前払金や繰延資産は計上されていませんか。	取引相場のない株式の評価明細書	□	有 □	無 □	□
		⑨ 負債の部に引当金は計上されていませんか（平成14年改正法人税法附則に規定する退職給与引当金を除く。）。	取引相場のない株式の評価明細書	□	有 □	無 □	□
		⑩ 法人が受け取る生命保険金を資産に計上しましたか。 また、法人から支払われる退職金を負債に計上しましたか。	取引相場のない株式の評価明細書、法人の総勘定元帳等	□	有 □	無 □	□
		⑪ 資産の部に計上すべき取引相場のない株式等の評価をする際に、法人税等相当額を控除していませんか。	取引相場のない株式の評価明細書	□	有 □	無 □	□
	立木	相続人及び包括受遺者は、立木について、15%評価減をしましたか。	山林・立木の評価明細書	□	有 □	無 □	□
特例	配偶者の税額軽減	遺産の分割が確定していますか（特例の適用を受けるには、遺産の分割が完了していることが必要です。）。	遺言書、遺産分割協議書	□	有 □	無 □	
	小規模宅地	① 第4面のフローチャートで判定を行った結果、特例の適用要件を備えていましたか。	（第4面）	□	有 □	無 □	
		② 貸付事業用宅地等の有無の別に応じて、限度面積の計算は適正に行っていますか。	申告書第11・11の2表の付表の1	□	有 □	無 □	
税額計算等	税額計算	① 実子がいるにもかかわらず、養子を2人以上、法定相続人の数に加算していませんか（実子がいる場合、加算できる養子は1人です。）。	被相続人及び相続人の戸籍の謄本、相続税申告書第2表	□	有 □	無 □	□
		② 相続放棄した者についても、基礎控除額及び相続税の総額の計算上、法定相続人の数に加算しましたか。	相続税申告書第2表	□	有 □	無 □	□
		③ 嫡出でない子の相続分を、誤って嫡出である子の相続分の2分の1としていませんか。	被相続人及び相続人の戸籍の謄本、相続税申告書第2表	□	有 □	無 □	□
	税額加算	相続又は遺贈により財産を取得した者が孫養子（代襲相続人を除く。）や兄弟姉妹、受遺者等の場合は、税額の2割加算をしていますか。	戸籍の謄本、遺言書、贈与契約書	□	有 □	無 □	□
	税額控除	① 未成年者控除及び障害者控除のうち、控除しきれない金額（控除不足額）がある場合、扶養義務者から控除しましたか。	相続税申告書第6表	□	有 □	無 □	□
		② 法定相続人以外の者が相次相続控除を受けていませんか。	戸籍の謄本	□	有 □	無 □	□
その他		① 生前に土地の譲渡等がある場合、その売却代金等が相続財産に反映されていますか。	不動産の売買契約書	□	有 □	無 □	□
		② 短い間隔で相続が2回以上発生している場合、前回以前の相続の時に受け取った財産は、今回の相続財産に反映されていますか。	前回相続の際の遺産分割協議書等	□	有 □	無 □	□
		③ 多額の債務がある場合、その借入れによって取得等を行った財産は、相続財産に反映されていますか。	金銭消費貸借契約書等	□	有 □	無 □	□
		④ 各種特例の適用を受ける場合、**別紙「提出書類一覧表」**の提出書類を添付していますか。	提出書類一覧表	□	有 □	無 □	

小規模宅地等に係る課税の特例

（※） 取得した者ごとに適用要件を判定してください。

被相続人の親族が、相続又は遺贈によって取得した宅地等（分割が確定していないものを除く。）ですか。 No

Yes

棚卸資産及び棚卸資産に準ずる資産以外の宅地等ですか。 No

Yes

建物若しくは構築物の敷地の用に供されていますか。 No

Yes

用途は次のいずれかに該当しますか。 No

Yes

- 被相続人又は被相続人と生計を一にしていた親族の事業の用（注1）に供されている。（特定事業用宅地等）
- 同族会社の事業用宅地等として貸付けられている。（特定同族会社事業用宅地等）又は（貸付事業用宅地等）
- 被相続人の貸付事業の用（注2）に供されている。（貸付事業用宅地等）
- 被相続人と生計を一にしていた親族の貸付事業の用（注2）に供されている。（貸付事業用宅地等）
- 一定の郵便局舎の敷地の用に供されている（詳細は税務署にお尋ねください。）。（特定事業用宅地等）
- 被相続人又は被相続人と生計を一にしていた親族の居住の用（注3）に供されている。（特定居住用宅地等）

取得した者は①又は②に該当しますか。
① 相続税の申告期限まで被相続人から承継した事業を継続し、かつ、その宅地等を保有
② 生計を一にした親族が、相続開始前から相続税の申告期限まで引き続き自己の事業を継続し、かつ、その宅地等を保有

取得した者は相続税の申告期限まで同族会社に貸付（注4）又は貸付事業を継続し、かつ、その宅地等を保有していますか。

生計を一にしていた親族は相続開始前から相続税の申告期限まで引き続き自己の貸付事業を継続し、かつ、その宅地等を保有していますか。

取得した者は①～④のいずれかに該当しますか。
① 配偶者
② 被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物に居住していた親族（注5）で、相続税の申告期限まで居住を継続し、かつ、その宅地等を保有
③ 生計を一にしていた親族で、相続税の申告期限まで引き続き居住を継続し、かつ、その宅地等を保有
④ 配偶者又は被相続人の同居親族がいない場合に相続開始前3年以内に自己又はその配偶者が所有する家屋に居住したことがない親族で、相続税の申告期限まで、その宅地等を保有

Yes

小規模宅地等に該当し、全体の一定の面積までの部分の課税価格について80％あるいは50％の減額ができます。
・ 特定居住用宅地等、特定事業用宅地等（一定の郵便局舎の敷地の用に供されている宅地等を含む。）、特定同族会社事業用宅地等･･･80％減額
・ 貸付事業用宅地等････50％減額
詳細は国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】を参照してください。

No

小規模宅地等に該当しません。

小規模宅地等の対象となる宅地等の遺産分割が確定していない場合、特例の適用を受けることができませんが、「申告期限後3年以内の分割見込書」を提出することによって、財産の分割が確定したときに特例の適用を受けることができます。

（注1）貸付事業の用を除きます。
（注2）不動産貸付業、駐車場業、自転車駐車場業及び準事業に限ります（準事業とは、事業と称するに至らない不動産貸付その他これに類する行為で相当の対価を得て継続的に行うものをいいます。）。
（注3）次のような理由により、相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていなかった宅地等について、一定の要件を満たす場合には、特例の適用を受けることができます。
（1）要介護認定又は要支援認定を受けていた被相続人が次の住居又は施設に入居又は入所していたこと
イ 認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる住居、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホーム
ロ 介護老人保健施設
ハ サービス付き高齢者向け住宅
（2）障害支援区分の認定を受けていた被相続人が障害者支援施設などに入所又は入居していたこと
（注4）相続税の申告期限において、その法人の役員（法人税法第2条第15号に規定する役員（清算人を除く。））である者に限ります。
（注5）次の（1）又は（2）のいずれに該当するかに応じ、それぞれの部分に居住していた親族のことをいいます。
（1）被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物が、「建物の区分所有等に関する法律第1条の規定に該当する建物」（区分所有建物である旨の登記がされている建物をいいます。）である場合･･･被相続人の居住の用に供されていた部分
（2）上記（1）以外の建物である場合･･･被相続人又は被相続人の親族の居住の用に供されていた部分

（別紙）

提 出 書 類 一 覧 表

○各種特例の適用を受ける場合の提出書類

相続税申告書に添付する書類	添付済（✓）	添付部数	配偶者の税額の軽減の特例を受ける場合	相続時精算課税適用者がいる場合	農地等の納税猶予の特例を受ける場合	小規模宅地等の特例を受ける場合	特定計画山林の特例を受ける場合	左記以外の場合（注）	延納する場合
1 戸籍の謄本（相続開始の日から10日を経過した日以後に作成されたもので、被相続人のすべての相続人を明らかにするもの）	□		◎						
2 被相続人及び相続時精算課税適用者の戸籍の附票の写し（相続開始の日以後に作成されたもの）	□		—	◎	—	—	—	—	
3 遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し	□		◎	○	◎	※2	◎	○	
4 相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）	□		◎	○	◎		◎	○	
5 申告期限後3年以内の分割見込書（申告期限内に遺産分割ができない場合）	□		◎	—	—		◎	—	
6 相続税の納税猶予に関する適格者証明書	□		—	—	※1 ◎		—	—	
7 「特定貸付けに関する届出書」及び添付書類（特定貸付を行っている場合）	□		—	—	◎		—	—	
8 森林経営計画書の写し及び当該森林経営計画に係る認定書	□		—	—	—		※3 ◎	—	
9 延納申請書	□		—	—	—		—	—	◎
10 金銭納付を困難とする理由書	□		—	—	—		—	—	◎
11 担保提供関係書類	□		—	—	※4 ◎		—	—	※4◎

◎ …… 必ず提出していただく書類　　○ …… 提出をお願いしている書類

※1 農地等のうち、平成3年1月1日現在において三大都市圏の特定市に所在するものがあるなど、特別な場合には他の書類も必要になります。

※2 付1の表を参照してください。

※3 特定森林経営計画対象山林である特定計画山林について特例の適用を受ける場合に限ります。

※4 付2の表を参照してください。

（注）非上場株式等又は山林についての納税猶予の特例の適用を受ける場合の提出書類等は、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】を参照してください。

付1 「小規模宅地等の特例を受ける場合」

相続税申告書に添付する書類	添付済（✓）	添付部数	特定事業用宅地等	特定居住用宅地等※2				特定同族会社事業用宅地等	貸付事業用宅地等
				配偶者が取得	被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物に居住していた者が取得	生計を一にする者が取得	相続開始前3年間自己又は配偶者の家に居住していない者が取得		
1 相続開始の日以後に作成された住民票の写し（宅地等の取得者に係るもの）	□		—	—	◎	◎	◎	—	—
2 相続開始の日以後に作成された戸籍の附票の写し	□		—	—	—	—	◎	—	—
3 相続開始前3年以内に居住していた家屋が、自己又はその配偶者の所有する家屋以外の家屋である旨を証する書類	□		—	—	—	—	◎	—	—
4 遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し	□		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
5 相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）	□		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
6 申告期限後3年以内の分割見込書（申告期限内に遺産分割ができない場合）	□		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
7 総務大臣が交付した証明書	□		※1 ◎	—	—	—	—	—	—
8 特定同族法人の発行済株式の総数又は出資金額及び被相続人等が有する当該法人の株式の総数又は出資の合計額を記した書類（当該法人が証明したもの）	□		—	—	—	—	—	◎	—
9 特定同族法人に係る定款の写し	□		—	—	—	—	—	◎	—

◎ …… 必ず提出していただく書類

※1 日本郵便株式会社に貸し付けられている一定の郵便局舎の敷地の用に供されている宅地等について特例を受ける場合に限ります。

※2 被相続人が老人ホーム等に入居等をしていた場合で特例を適用するためには、上記の書類のほか、被相続人の戸籍の附票の写し（相続開始の日以後に作成されたもの）、介護保険の被保険者証の写し等で要介護認定等を受けていたことを明らかにするもの、入居等をしていた施設等の名称及び所在地並びにその老人ホーム等が特例の適用対象となる一定の施設等に該当することを明らかにする書類が必要になります。

付2 「農地等の納税猶予」又は「相続税の延納申請」を行う場合の担保提供書類

	担保の種類	必要提出書類
農地等の納税猶予	土地	①担保提供書 ②別紙（土地目録） ③登記事項証明書 ④抵当権設定登記承諾書 ⑤印鑑証明書 ⑥土地等の所在図
相続税の延納申請	土地	①延納申請書別紙（担保目録及び担保提供書：土地） ②登記事項証明書 ③抵当権設定登記承諾書 ④印鑑証明書 ⑤固定資産税評価証明書
	保険に付した建物	①延納申請書別紙（担保目録及び担保提供書：建物） ②～⑤は、土地の延納申請に同じ ⑥保険証券（又は保険契約証書） ⑦質権設定承認書
	国債	①延納申請書別紙（担保目録及び担保提供書：有価証券） ②登録国債担保権登録済通知書
	地方債	①延納申請書別紙（担保目録及び担保提供書：有価証券） ②担保権登録内容証明書
	社債	①延納申請書別紙（担保目録及び担保提供書：有価証券） ②担保権登録内容証明書
	上記国債～社債のうち無記名又は登録債以外のもの	①延納申請書別紙（担保目録及び担保提供書：有価証券） ②供託書正本
	上場株式	①延納申請書別紙（担保目録及び担保提供書：有価証券） ②所有者の振替口座簿の写し
	投資信託又は貸付信託の受益証券（記名式を除く）	①延納申請書別紙（担保目録及び担保提供書：有価証券） ②供託書正本

（注）上記以外の担保を提供する場合には、税務署にご相談ください。

（参考）

相　続　関　係　図

父　・　母	被相続人・配偶者・兄弟姉妹	子　（子の配偶者）	孫

父
（　　）
＿＿歳
職業（　　）

母
（　　）
（　　）
＿＿歳
職業（　　）

婚姻（　・　・　）

被相続人
（　　）
（　　）
＿＿歳
職業（　　）

婚姻（　・　・　）

（　　）
（　　）
＿＿歳
職業（　　）

（　　）
（　　）

（　　）
（　　）

（　　）
（　　）

（　　）
（　　）
＿＿歳
職業（　　）

婚姻（　・　・　）

（　　）
（　　）
＿＿歳
職業（　　）

（　　）
（　　）
＿＿歳
職業（　　）

婚姻（　・　・　）

（　　）
（　　）
＿＿歳
職業（　　）

（　　）
（　　）
＿＿歳
職業（　　）

婚姻（　・　・　）

（　　）
（　　）
＿＿歳
職業（　　）

（　　）
（　　）
＿＿歳
職業（　　）

（　　）
（　　）
＿＿歳
職業（　